

議会運営委員会

日 時 令和5年12月15日（金）午後 時 分～
場 所 全員協議会室

1 追加議案について

(1) 概 要 (別添)

第16号議案 令和5年度亀岡市一般会計補正予算（第6号）

第17号議案 亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

2 人事議案について

第18号議案 教育委員会委員の任命について

第19号議案 亀岡市川関財産区管理会委員の選任について

3 議員提案議案について

(1) 議第1号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○発議者 福井議員、齊藤議員、山本議員、竹内議員

○提案理由説明、質疑、付託 ※これまでの例：省略（但し、前回は質疑を実施）

○討論

4 意見書案について

(1) 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書（案）

【別紙No.1】 ○発議者 環境市民厚生常任委員長

(2) 脱退一時金を含む年金制度の検討を求める意見書（案）

【別紙No.2】 ○発議者

(3) 物価高騰に見合う年金支給を求める意見書（案）

【別紙No.3】 ○発議者

5 決議案について

(1) イスラエル・パレスチナの和平実現を求める決議（案）

【別紙No.4】 ○発議者

【裏面に続く】

6 12月議会最終日（12月18日）の日程等について

(1) 会議予定 ※午前10時から

- ① **本会議**（追加議案の提案理由説明、質疑、付託）
- ② 環境市民厚生常任委員会（付託議案審査～表決 《休憩》 委員長報告確認等）
産業建設常任委員会（付託議案審査～表決 《休憩》 委員長報告確認等）
総務文教常任委員会（委員長報告確認等）

※各委員会の委員長報告確認等は、産業建設常任委員会の表決後に実施。

<議運事前調整>

③ 議会運営委員会

<会派会議>

④ **本会議**（詳細は（2）議事日程参照）

※午後2時15分頃予定（委員会等の進行により遅れる場合あり）

⑤ 議長記者会見、広報部会・広聴部会

※議長記者会見をYouTubeで録画配信します。

(2) 議事日程

（諸報告）

第1 第16号議案及び第17号議案（提案理由説明、質疑、付託）

◎付託表（その3）は議場に持参

《休憩》

第2 第1号議案から第17号議案及び請願について（委員長報告～表決）

第3 第18号議案及び第19号議案（提案理由説明、質疑、表決）

第4 議第1号議案（討論、表決）

第5 意見書案について（質疑、討論、表決）

第6 決議案について（質疑、討論、表決）

(3) 修正案

○第1号議案 亀岡市一般会計補正予算（第5号）に対する修正案

(4) 議事日程第3の流れ（人事議案）

①提案理由説明（市長） ②質疑 ③表決

※付託、討論は省略（先例・申合せ85、96）

(5) 討論通告期限 **本日15日（金）午後4時**

※第16号議案及び第17号議案のみ委員会での議案審査終了時

7 令和5年第2回亀岡市議会定例会 令和6年2月特別議会及び3月議会 日程案について

【別紙No.5】

○2月特別議会 2月 7日（水）

○3月議会 2月21日（水）～3月27日（水）

8 政策研究会について

○テーマ 公共施設マネジメントに関する政策研究について

○期 間 令和7年3月31日まで

○メンバー (新清流会) 法貴 隆司、大石 慶明
(亀岡社中) 原野実生子、松山 雅行
(経政会) 大塚 建彦、平本 英久
(共産党議員団) 片山 輝夫
(公明党議員団) 林 徹司
(かめおか党) 土岐 新 計9人

9 その他

(1) 公共交通対策特別委員会の提言について 【別紙No.6】

(2) 議会運営委員会等の日程（12月）

12月18日（月）3常任委員会終了後 議運事前調整（正副議長、正副委員長）
上記終了後 議会運営委員会

(3) 1月の委員会等の日程

1月 9日（火）13：30～ 広報部会
16日（火）13：30～ 広報部会
19日（金）10：00～ 産業建設常任委員会
22日（月）10：00～ 幹事会
25日（木）10：00～ 環境市民厚生常任委員会
26日（金）10：00～ 総務文教常任委員会
29日（月）10：00～ 幹事会
14：00～ 議員団研修会（2市1町合同開催）
31日（水）10：00～ 幹事会・議会運営委員会

建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書（案）

2021年5月17日、最高裁判所は建設業従事者のアスベスト被害について、国の責任と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償を認める判決を言い渡した。

同判決等を踏まえ、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律(建設アスベスト給付金法)が成立、2022年1月から国の拠出による建設アスベスト被害者に対する給付金制度が開始された。しかし、給付金支給対象者は限定されており、アスベスト建材製造企業による補償の在り方も定められていない。

また、大気汚染防止法等のアスベスト関連法の改正により規制が強化され、2022年4月から一定規模以上の工事は事前調査結果の報告が必須となり、2023年10月からは有資格者による事前調査が義務付けられた。しかし、このように規制を強化しても、それを逃れるために違法行為が行われると、国民や建設業従事者の健康被害も心配されることから、アスベストに関する監視・指導体制の強化についても、併せて求められているところである。

については、国においては、次のとおり対策を求める。

- 1 アスベストによる健康被害者の治癒や進行抑制に効果のある治療法の研究・開発を促進し、そのための安定的な予算を確保すること。
- 2 建設アスベスト給付金法附則第2条に基づき、アスベスト建材製造企業による補償も含め、被害者の救済制度の充実を図ること。
- 3 アスベストに関する被害者の治癒を最優先し、隙間ない救済を図るため、被害者等の実態を把握し、適切に給付金制度の見直しを図ること。
- 4 大気汚染防止法による建物解体などにおける飛散防止対策について、地方公共団体が監視体制及び適正処理等の指導体制を強化するための財政支援を行うこと。
- 5 「住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物アスベスト改修事業)」について、レベル1建材のみならず、レベル2・レベル3建材も対象にするなど、建築物の所有者等に対する調査・除去費用の補助制度を拡充すること。
- 6 アスベスト被害を国全体の課題と捉え、国民や事業者に対し、アスベストによる健康被害、アスベスト関連法の改正の周知徹底を図ることに加え、飛散防止対策の実施状況調査を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
内閣官房長官

}
宛

亀岡市議会議長 菱田 光紀

脱退一時金を含む年金制度の検討を求める意見書（案）

我が国における外国人の受入れ及び共生社会の取組が進められている中において、国際的な労働力移動に伴う、社会保障の在り方についても、時代に即した対応が求められています。

国民年金や厚生年金保険（共済組合等を含む）の被保険者（組合員等）で日本国籍を有しない方が我が国を出国する際は、脱退一時金を請求することができますが、同時に年金受給資格を喪失します。また、入国時に就労ビザや留学ビザであっても、永住資格などの申請を行うことができるようになっており、その資格を持った外国人であっても脱退一時金の申請を妨げるようにはなっていません。脱退一時金の裁定件数は増加傾向にあり、令和3年度は9万6,000件に達し、過去10年の累計数は72万件を超えました。

現在、我が国では「保険料の二重負担」を防止するために加入すべき制度を二国間で調整するとともに、年金受給資格を確保するために、両国の年金制度への加入期間を通算することにより、年金受給のために必要とされる加入期間の要件を満たしやすくする社会保障の二国間協定を23か国と結んでいます。

これら脱退一時金や社会保障の二国間協定なども含め、現行制度が時代に即したものとなるよう、次期年金制度改正に向けて、現状の制度運用における課題やその実態を把握した上で、必要な検討を行うよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
出入国在留管理庁長官

} 宛

亀岡市議会議員 菱田 光紀

物価高騰に見合う年金支給を求める意見書（案）

2023年度の年金は6月支給分から1.9%増額（68歳以上）されましたが、前年の物価変動は2.5%増であり、実質0.6%削減された改定でした。今年度になってからも物価高騰は続き、高齢者の生活費の中心である食料品の値上げは8.9%増（前年同月比）、光熱費は20%以上増となっています。さらに医療費や介護保険料の負担増も相まって、年金受給者の生活は悪化するばかりです。

年金削減は高齢者の購買力をいちじるしく低下させています。年金を物価高騰に見合う水準に戻すことで高齢者の消費が増え、ひいては地域経済の活性化につながり、「経済成長と適正な物価高の好循環」の一助ともなります。

よって政府におかれては、下記の事項を実現されますよう要望します。

記

- 1 高齢者が安心して暮らせるよう、物価高騰に見合う年金を支給すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月 日

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		

亀岡市議会議長 菱田 光紀

イスラエル・パレスチナの和平実現を求める決議（案）

パレスチナ自治区ガザ地区を実効支配するイスラム組織ハマスが令和5年10月7日、イスラエルに奇襲攻撃を仕掛け、イスラエル軍が報復攻撃に乗り出してから2か月以上が経過した。同年11月24日に始まった戦闘の一時休止と人質の交換は7日間で終わり、激しい戦闘が再開された。双方の死者は1万8,000人を超え、犠牲となった民間人の多くは女性と子どもとも報道されている状況は、到底看過できるものではない。

世界連邦・非核平和都市を宣言している亀岡市は、これまでから「中東和平プロジェクト」に参画し、世界に平和を訴えてきた。本年4月にもイスラエルとパレスチナの紛争犠牲者遺族を本市に招待し、相互理解を促す取組を行った。親族を亡くした痛みを抱えて来日された若者たちは、日本で和睦を深め、友情を育み帰国されたところであり、これ以上の紛争犠牲者遺族を増やすことがあってはならない。

亀岡市議会は、ふるさとを愛し、人を愛する全ての人が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認し、関係する全ての当事者に恒久的な停戦を求めるとともに、一日も早くイスラエル・パレスチナの和平が実現することを市民とともに求める。

また、日本国政府は、令和5年12月12日に国連総会で採択された「人道目的の即時停戦を求める決議」に賛成したところであるが、さらに国際社会と連携し、双方に対して恒久的な停戦と国際人道法及び国際人権法の遵守を働きかけることを強く求める。

以上、決議する。

令和5年12月 日

亀岡市議会

令和5年第2回亀岡市議会定例会 令和6年2月特別議会・3月議会日程（案）

051215

（2月特別議会 期間1日間 / 3月議会期間 36日間）

月	日	曜日	会 議 等	備 考
1 /	22	月		幹事会、会派会議
	23	火		
	24	水		
	25	木	環境市民厚生常任委員会（月例）	（～16:00 会派異動届）
	26	金	総務文教常任委員会（月例）	
	27	土		
	28	日		
	29	月		幹事会、会派会議 14:00～ 議員団研修会 （2市1町合同開催）
	30	火		（京都府市議会議長会）
	31	水	議会運営委員会	幹事会、会派会議
2 /	1	木		
	2	金		
	3	土		
	4	日		
	5	月		
	6	火		
	7	水	（特別議会議案送付《議選監査委員》） 【定例会再開】2月特別議会 議運事前調整、議会運営委員会、3常任委員会、広報広聴会議	幹事会、会派会議
	8	木		
	9	金		
	10	土		
	11	日	（建国記念の日）	
	12	月	（振替休日）	
	13	火	市長・議長議案調整、議運事前調整	
	14	水	（議案送付）議会運営委員会、広報広聴会議	幹事会、会派会議
	15	木		13:30～ 議員団研修会
	16	金	（午前）桂川・支川対策特別委員会 現地調査	
	17	土		
	18	日		
	19	月		
	20	火	<一般質問通告書データ提出：17:00>	
	21	水	【定例会再開】3月議会 <一般質問通告期限：12:00 / 請願書等提出期限：17:00>	
	22	木		
	23	金	（天皇誕生日）	
	24	土		
	25	日		
	26	月		
	27	火		

令和5年第2回亀岡市議会定例会 令和6年2月特別議会・3月議会日程（案）

051215

（2月特別議会 期間1日間 / 3月議会期間 36日間）

月	日	曜日	会 議 等	備 考
	28	水		
	29	木	市長・議長議案調整（追加議案）、議運事前調整	
3/	1	金	【一般質問（代表）】	
	2	土		
	3	日		
	4	月	【一般質問（代表/個人）】 （追加議案送付） 議会運営委員会 ＜質疑通告期限：本会議終了時＞	幹事会、会派会議
	5	火	【一般質問（個人）】	
	6	水	【一般質問（個人）】（追加議案提案、予特設置） 予算特別委員会	
	7	木	総務文教常任委員会	付託議案審査(補正予算)
	8	金	環境市民厚生常任委員会	付託議案審査(補正予算)
	9	土		
	10	日		
	11	月	産業建設常任委員会 ＜討論通告期限：委員会終了時＞	付託議案審査(補正予算)
	12	火	3常任委員会、議運事前調整、議会運営委員会 【補正予算採決】 （午後）総務文教常任委員会	幹事会、会派会議 付託議案審査(条例等)
	13	水	（午後）環境市民厚生常任委員会、産業建設常任委員会	（午前 中学校卒業式） 付託議案審査(条例等)
	14	木	予算特別委員会①	
	15	金	予算特別委員会②	
	16	土		
	17	日		
	18	月	予算特別委員会③	
	19	火	予算特別委員会④	
	20	水	（春分の日）	
	21	木	予算特別委員会⑤	（午前 小学校卒業式） 市長質疑
	22	金	予算特別委員会⑥	会派会議
	23	土		
	24	日		
	25	月	（委員会予備日） ＜意見書等提出期限：10:00＞	
	26	火	市長・議長議案調整（人事議案）、議運事前調整、 議会運営委員会 ＜討論通告期限：16:00＞	幹事会、会派会議
	27	水	予算特別委員会、3常任委員会、議運事前調整、 議会運営委員会 【議案採決等、定例会休会】	会派会議
	28	木		

(案)

5 議第 号
令和5年12月 日

亀岡市長 桂川孝裕様

亀岡市議会公共交通対策特別委員会
委員長 齊藤一義

亀岡市地域公共交通計画策定に対する提言

亀岡市議会においては、前期の意思を受け継ぎ、第18期において引き続き「市民の移動権を確保する公共交通対策の推進を図ること」を目的として公共交通対策特別委員会を設置し、市域全般の公共交通はもとより、市内周辺地域をはじめとする交通弱者に配慮した、将来にわたって誰もが安全で安心できる公共交通の確立を目指し調査を進めてきたところである。

本市においては、地域住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通計画の作成及び実施に必要な事項を協議するため、交通事業者・地域住民や利用者の代表・交通関係機関・学識経験者等で構成する亀岡市地域公共交通会議を設置され、令和5年度においては、新たな亀岡市地域公共交通計画（令和6～10年度の5か年）の策定に向けた検討が進められている。これまでも過去の実績に基づく現計画の検証や、地域住民・利用者へのアンケート調査を実施されるなど、本市地域公共交通の現状や課題等を分析されているところである。

そのような中で、本委員会においては、本年7月に実施した地域主体型交通4団体への現地調査をはじめ市民の声を直接聞くとともに、執行部より市内公共交通の実態や新計画策定の検討・進捗状況について説明を受け、さらに10月には亀岡市地域公共交通会議土井勉会長を参考人として招致し、本市地域公共交通の課題や展望について意見聴取したところである。

については、下記のとおり提言を取りまとめたので、新たな計画に反映されたい。

記

1 バス交通について

バス交通を市民生活に不可欠な交通インフラと位置づけ、今後においても市の責務としてしっかりと維持・継続されるとともに、市民ニーズに応じた運行ダイヤや路線編成となるよう検討しさらなる利便性向上を図られたい。また、ふるさとバスについては、周辺地域や利用者の切なる願いとして、各地域から乗り換えなしに駅や市街地内の公共施設（市役所・ギャラリーかめおか・市立病院等）へ行けるよう、市街地内への乗り入れを実現されたい。

(裏面に続く)

2 地域主体型交通の体制構築について

交通空白地域における高齢者等の交通弱者の移動を支える地域主体型交通については、地域の善意による取組であることから、地域の実情に応じた支援に努められるとともに、より多くの地域で導入が検討され実施いただけるよう、市がイニシアチブを取ってノウハウの共有やアドバイスを行い、あわせて車両や運行費用等の運営支援を充実されたい。また、近接地域との連携や組合組織的な展開も含めて検討いただき、地域においてしっかりと見守っていただける持続可能な仕組みを構築されたい。

3 他の施策や民間との連携について

市スクールバス、福祉施策、民間企業における送迎など、地域のあらゆる輸送資源を最大限に活用し、それぞれの空き時間に車両や運転士の協力を仰ぐなど、行政・地域・民間が総がかりとなって地域公共交通を支える仕組みを構築されたい。

4 運転士不足対策について

バスやタクシーの運転士不足が深刻な状況であることから、交通インフラである市内公共交通の維持・確保のために、運転士の処遇改善を後押しする支援や2種免許取得費用の補助制度創設など、交通事業者の人材確保に対する効果的な施策を早急に検討し実施されたい。そのような施策を講じる中で、バス運行ダイヤの充実やタクシー営業の時間延長を促されたい。また、運転士不足を解消するべく国が検討しているタクシー規制緩和策について、市民にとってよりよい形で導入されるよう事業者と連携されたい。

5 地域公共交通の連携強化について

地域公共交通の利便性をより高めるために、ターミナルとなる拠点の環境改善を図られるとともに、これまでの既成概念にとらわれることなく、ガレリアかめおかのターミナル化の検討も含めて、それぞれの地域公共交通を効果的につなぎ、真に利用者に寄り添った地域公共交通として連携を強化されたい。

6 新たな地域公共交通施策について

地域公共交通は市民生活を支える重要な交通インフラであり、誰もが安全で安心して移動できるよう、常に時代に即し未来を見据えた検討が必要である。デマンド交通については、地域や利用される方の特性を熟慮いただく中で、導入効果や財政上の負担を含めて先進事例を調査するなど、引き続き研究を進められたい。また、ライドシェアについても、国の法整備に向けた動向を注視いただき、新たな地域公共交通施策として本市における課題や導入効果等を調査し研究されたい。

亀岡市議会公共交通対策特別委員会

委員長 齊藤 一義

副委員長 山本 由美子

委員 大西 陽春 法貴 隆司 大石 慶明

土岐 新 松山 雅行

第1号議案 令和5年度亀岡市一般会計補正予算（第5号）に対する修正案

第1号議案 令和5年度亀岡市一般会計補正予算（第5号）の一部を次のように修正する。

第1表 歳入歳出予算補正の表の一部を次のように改める。

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円	千円	千円
		8,815,324	821,607 821,945	9,636,931 9,637,269
	1 総務管理費	7,752,337	788,253 788,591	8,540,590 8,540,928
10 教育費		千円	千円	千円
		3,250,892	61,291 61,498	3,312,183 3,312,390
	1 教育総務費	368,570	28,731 28,938	397,301 397,508
14 予備費		千円	千円	千円
		30,000	545 0	30,545 30,000
	1 予備費	30,000	545 0	30,545 30,000
歳出合計		41,712,700	1,564,800	43,277,500

(参考) 令和5年度亀岡市一般会計補正予算(第5号)修正に関する説明書
 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 総務費	千円 8,815,324	千円 821,607 821,945	千円 9,636,931 9,637,269	千円 20,280	千円 0	千円 703,077	千円 98,250 98,588
10 教育費	3,250,892	61,291 61,498	3,312,183 3,312,390	490	0	0	60,801 61,008
14 予備費	30,000	545 0	30,545 30,000	0	0	0	545 0
歳出合計	41,712,700	1,564,800	43,277,500	390,249	33,600	720,386	420,565

3 歳出

2款 総務費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2款 総務費	千円 8,815,324	千円 821,607 821,945	千円 9,636,931 9,637,269	千円 特定財源 723,357 一般財源 98,250 98,588		千円	千円
1項 総務管理費	7,752,337	788,253 788,591	8,540,590 8,540,928	特定財源 710,380 (内訳) 国庫支出金 7,813 寄付金 500,000 繰入金 202,079 諸収入 488 一般財源 77,873 78,211			

1目 一般管理 費	2,186,702	45,130 45,468	2,231,832 2,232,170	特定財源 7,813 (内訳) 国庫支出金 7,813 一般財源 37,317 37,655	1 報酬	7,180	○特別職給与費 増 0 338 ・特別職分 0 313 ・共済費 0 25
					2 給料	576	
					3 職員手 当	23,058 23,371	
					4 共済費	4,284 4,309	
					8 旅費	2,219	
					12 委託料	7,813	

10款 教育費

款項目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財 源内訳	節		説明
					区分	金額	
10款 教育	千円 3,250,892	千円 61,291 61,498	千円 3,312,183 3,312,390	千円 特定財源 490 一般財源 60,801 61,008		千円	千円
1項 教育総務 費	368,570	28,731 28,938	397,301 397,508	特定財源 0 一般財源 28,731 28,938			
2目 事務局費	330,766	27,877 28,084	358,643 358,850	特定財源 0 一般財源 27,877 28,084	1 報酬 2 給料 3 職員手 当等 4 共済費	1,314 5,738 18,000 18,085 2,825 2,947	○職員人件費増 26,258 26,465 ・教育長及 び職員30 名分 5,738 ・職員手当 17,695 17,780 ・共済費 2,825 2,947

14款 予備費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財 源内訳	節		説明
					区分	金額	
14款 予備費	千円 30,000	千円 545 0	千円 30,545 30,000	千円 特定財源 0 一般財源 545 0		千円	千円
1項 予備費	30,000	545 0	30,545 30,000	特定財源 0 一般財源 545 0			
1目 予備費	30,000	545 0	30,545 30,000	特定財源 0 一般財源 545 0	1 予備費	545	○予備費増 545 0 ・予備費 545 0

給 与 明 細 書

特別職

区分		員数 (人)	給 与 費						共済費 (千円)	合計 (千円)
			報酬 (千円)	給料 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	その他 (千円)	計 (千円)		
補正後	長 等	4		39,036	2,343	13,087	57,534	112,000	9,386	121,386
						13,484	57,535	112,398	9,533	121,931
	議 員	24	128,766			40,721		169,487	40,229	209,716
	その他	63	19,227					19,227		19,227
	計	91	147,993	39,036	2,343	54,205	57,535	301,112	49,762	350,874
補正前	長 等	4		39,036	2,343	13,087	57,534	112,000	9,386	121,386
	議 員	24	128,766			40,721		169,487	40,229	209,716
	その他	63	19,227					19,227		19,227
	計	91	147,993	39,036	2,343	53,808	57,534	300,714	49,615	350,329
比較	長 等					0	0	0	0	0
						397	1	398	147	545
	議 員							0		0
	その他							0		0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
						397	1	398	147	545

議第1号議案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年
亀岡市条例第24号）の一部を改正する条例を次のように制定する
ものとする。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に
関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和
31年亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「12月に支給する場合には100分の
165」を「12月に支給する場合には100分の
175」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の170」
に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適
用する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行す
る。

（期末手当の内払）

2 この条例による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等
に関する条例の規定に基づいて、令和5年12月1日からこの条
例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、この条例
による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条
例の規定による期末手当の内払とみなす。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年亀岡市条例第24号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対してそれぞれ基準日の属する月の別に定める日に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の165、<u>12月に支給する場合においては100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月の場合 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満の場合 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満の場合 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満の場合 100分の30</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の場合によるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対してそれぞれ基準日の属する月の別に定める日に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の165、<u>12月に支給する場合においては100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月の場合 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満の場合 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満の場合 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満の場合 100分の30</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の場合によるものとする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日等)</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。</u></p> <p><u>ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年亀岡市条例第24号）新旧対照表

現行	改正後（案）
	<p><u>（期末手当の内払）</u></p> <p><u>2 この条例による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて、令和5年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、この条例による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。</u></p>

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年亀岡市条例第24号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対してそれぞれ基準日の属する月の別に定める日に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の165</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月の場合 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満の場合 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満の場合 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満の場合 100分の30</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の場合によるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対してそれぞれ基準日の属する月の別に定める日に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の170</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月の場合 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満の場合 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満の場合 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満の場合 100分の30</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の場合によるものとする。</p>